

令和2年8月1日以降お使いいただく

「国民健康保険限度額適用認定証」

(国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証)

をお送りします。

事前にご提出いただいた交付申請書により、令和2年8月1日以降にご使用
いただく認定証をお送りします。

なお、有効期限が令和2年7月31日となっております認定証がお手元にご
ざいましたら、令和2年8月1日以降にご自身で処分されるか、お住まいの区
の区役所保険年金課までご返却ください。

自己負担限度額について

自己負担限度額は、下の表のとおりです。お送りした認定証の適用区分欄
をご確認ください。

所得 区分	所得要件 (国保加入者全員で計算します。)	自己負担限度額 (月額)	入院時食事療養 標準負担額	
ア	基準総所得金額 901 万円超	252,600 円+(医療費-842,000)×1% (4回目以降限度額 140,100 円)	460 円 (小児慢性特定疾 病又は 指定難病患者等に ついては 260 円)	
イ	基準総所得金額 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+(医療費-558,000)×1% (4回目以降限度額 93,000 円)		
ウ	基準総所得金額 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+(医療費-267,000)×1% (4回目以降限度額 44,400 円)		
エ	基準総所得金額 210 万円以下	57,600 円(4回目以降限度額 44,400 円)		
オ	住民税非課税 (※世帯主及び国保加入者全員で計算します。)	35,400 円(4回目以降限度額 24,600 円)	長期なし	210 円
			長期あり	160 円

- 医療費とは治療等にかかった10割の金額(一部負担金+横浜市国民健康保険負担分)です。
- 自己負担限度額は月の初日から月末までの暦月単位、被保険者ごと、医療機関ごとの金額です。
- 基準総所得金額とは、地方税法第314条の2第1項などで規定する「総所得金額等」から「市民税の基礎控除(33万円)」を控除した金額のことです。ただし、土地建物等にかかる譲渡所得金額の特別控除は適用後の金額とし、退職所得は除きます。また雑損失の繰越控除は行いません。なお、基準となる所得は当該年度(4月から7月は前年度)の住民税の内容により、毎年8月に区分の見直しを行います。
- 食事負担額(入院時食事代)は、過去12か月の入院日数が90日までの場合は「長期なし」、91日以上の場合は「長期あり」の金額となります。「長期あり」該当者には限度額適用・減額認定証欄の「長期入院該当年月日」欄に記載があります。記載されていない方で、該当される場合は、入院日数を確認できる領収書等をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課保険係に申請してください。
- 4回目以降限度額とは、過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当したときの4回目からの限度額です。

【裏面あり】

認定証の有効期限について

今回お送りした認定証の有効期限は、令和3年7月31日（※）となっております。これは毎年8月に適用区分の見直しを行うためです。

※……生年月日が昭和26年7月1日以前の方につきましては、認定証の有効期限が70歳の誕生日末日（1日生まれの方は前月末日）となっております。これは、誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）1日からは、新たに高齢受給者証の交付対象者となり、制度が変更となるためです。

令和3年8月1日以降の認定証交付の受付について

令和3年8月1日以降も認定証の交付を希望される場合は、お住まいの区の区役所保険年金課の窓口で、**令和3年6月1日以降**、交付申請書の提出をお願いいたします。（認定証の発送は7月下旬となります。）

詳しくはお住まいの区役所保険年金課にお尋ねください。

発行元 横浜市健康福祉局保険年金課